「地域の名物」を商標登録しませんか?





例えばこんなことで お困りではありませんか?

1 7-x

新たな「ご当地 グルメ」の開発

新たなご当地グルメを開発した。 これからイベントなどにも出て売り出 していきたいが、名称を真似されたら どうしよう……



7-x 2

地域で有名な農産物があり、ブランド 化をはかりたい。

他産品と差別化していくにはどうし たらよいだろうか……







3 7-x

地元の 「温泉地」の保護

昔からの温泉地だが、外国資本のホテルが参入し、源泉をひかずに温泉名を名乗っている。

なんとか組合に加入させ、ルールを 守ってもらえないだろうか……





「伝統的工芸品」 の二セモノ対策

4 γ-α

地域に昔から伝わる伝統的工芸品があるが、最近安価なニセモノが出回っている。

なんとか対策できないだろうか……





その問題、「地域団体商標」で

解決 できます!



「地域団体商標」は地域名と商品(サービス)名からなる「地域の名物」の名称を商標登録できる制度です。

登録する3つのメリット

- **〒の1** 模倣品対策・ライセンス契約が可能に!
 - ▼ 名称を模倣する者に対して権利行使ができる!(攻撃&防御)
 - ✔ 他者とライセンス契約ができる!(新たな販路開拓にも!)
- **その2** ブランドカの強化!
 - ▼ 取引の際に相手に安心感を与えられる、他商品・サービスとの差別化が期待できる!
- **〒の3** 事業者のモチベーションの向上!
 - ▼ 事業者(構成員)のブランドや商品・サービスに対するモチベーション、組織 力の向上が期待できる!

登録するための4つのポイント

で1 商標の構成が「地域名」+「商品(サービス)名」等の 組み合わせからなること

例えば、「東京りんご」(東京+りんご) 等

- **₹の2** 地域に根ざした団体の出願であること
 - ●事業協同組合等の特別の法律により 設立された組合
 - ア) 法人格を有する
 - イ) 当該特別の<u>法律に</u>構成員資格者の 加入の自由が担保されている 例) 農業協同組合、漁業協同組合 など
- 2 商工会
- **3**商工会議所
- **4**NPO法人
- ⑤これらに相当する外国の法人
- **〒の3** 団体の構成員に使用させる商標であること

例えば、組合であれば組合員に使用させる 等

その4 一定の地理的範囲である程度有名であること

出願団体又はその構成員の使用により、これらの者の商標として一定の地域で知られていること。

「地域団体商標」についてもっと知りたい!

★ 制度について詳しく知りたい、他の団体の事例を知りたい
特許庁の支援策について知りたい

「地域団体商標ガイドブック2019」をご覧ください!



- ★記録 地域団体商標について、これ1冊でまるわかりの冊子です!
- 制度の概要、Q&A、活用事例、特許庁の支援策など、幅広い 情報を掲載しています!
- 図 2018年12月末時点までに登録されている645件の地域団体 商標を全件紹介しています。

地域団体商標ガイドブック

Q

で検索!

具体的に相談したい、出願手続きについて知りたい

各都道府県にある「INPIT知財総合支援窓口」にご相談ください!



- **飛**の 相談無料、もちろん秘密厳守です!
- 経験豊富な企業OB等の窓口支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします! お忙しい皆様には訪問にて支援を実施します。
- **ボ23** 専門家からのアドバイスも無料で受けられます!

知財ポータル

Q

で検索!

制度説明に来てほしい、本パンフレットについて聞きたい 「地域団体商標マーク」を使用したい

特許庁地域ブランド推進室までお問い合わせください!

電 話 03-3581-1101(内線2828)

メール PA1481@jpo.go.jp

特許庁 地域団体商標

Q で検索!



「地域団体商標マーク」は、「地域の名物」が特許庁に登録されていることを示す証です。

